

令和2年11月19日 開会
令和2年11月19日 閉会
(定例会)

**令和2年第2回
島根県後期高齢者医療広域連合議会会議録**

島根県後期高齢者医療広域連合議会

島根県後期高齢者医療広域連合告示第 15 号

令和 2 年第 2 回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和 2 年 10 月 14 日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松 浦 正 敬

- 1 期 日 令和 2 年 11 月 19 日
2 場 所 ホテル白鳥 鳳凰の間

○開会日に応招した議員（7 名）

飯 田 武 則	山 下 修
川 神 裕 司	楫 野 弘 和
小 野 覺	野 坂 一 弥
川 上 幸 博	

○応招しなかった議員（1 名）

嘉 戸 隆

令和2年第2回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和2年11月19日（木曜日）

議事日程

令和2年11月19日 午後1時00分開会

- 日程第1 議長の選挙
- 日程第2 副議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 議案第12号 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の休暇に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第13号 島根県後期高齢者医療広域連合職員の休日に関する条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第14号 島根県後期高齢者医療広域連合公告式条例の一部改正について
- 日程第9 議案第15号 令和2年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第16号 令和2年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正
- 日程第12 承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正
- 日程第13 決算第1号 令和元年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
- 日程第14 決算第2号 令和元年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議長の選挙
- 日程第2 副議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 議案第12号 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の休暇に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第13号 島根県後期高齢者医療広域連合職員の休日に関する条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第14号 島根県後期高齢者医療広域連合公告式条例の一部改正について
- 日程第9 議案第15号 令和2年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第16号 令和2年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 承認第1号 専決処分報告及び承認を求めることについて
島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正
- 日程第12 承認第2号 専決処分報告及び承認を求めることについて
島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正
- 日程第13 決算第1号 令和元年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
- 日程第14 決算第2号 令和元年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

出席議員（7名）

1番 飯田武則	2番 山下修
3番 川神裕司	4番 楫野弘和
6番 小野覺	7番 野坂一弥
10番 川上幸博	

欠席議員（1名）

8番 嘉戸隆

欠員（2名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ----- 小 川 浩 明 書 記 ----- 原 彩 恵 子

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 ----- 松 浦 正 敬 副広域連合長 ----- 下 森 博 之
会計管理者 ----- 黒 田 研 治 事務局長 ----- 土 井 晃 一

午後1時00分開会

○**議会事務局長（小川 浩明）** 令和 2 年第 2 回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開議時刻となりました。

開会に先立ちまして臨時議長を議会事務局から紹介いたします。

議員協議会でも報告いたしましたが、現在、広域連合議会では議長及び副議長が欠員となっているため、地方自治法第 107 条の規定により議長を選挙するまでは、年長議員に臨時議長の職務を担っていただきます。

本日の出席議員の中では、飯南町議会の小野覚議員が最年長となります。

小野議員におかれましては、議長席に御登壇いただきますようよろしくお願いいたします。

○**臨時議長（小野 覚）** ただいま御紹介いただきました、飯南町議会議員の小野覚でございます。

本日、議長及び副議長が欠員となって、初めての議会を開催する運びとなりましたが、先般議会事務局長から御紹介がございましたように、私が最年長ということですので、地方自治法第 107 条の規定するところにより、臨時議長の職をとらせていただきます。

何とぞ御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○**臨時議長（小野 覚）** これより、令和 2 年第 2 回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告事項を申し上げます。

吉賀町の岩本一巳議員から 4 月 9 日付で辞職願が提出され、4 月 23 日付で辞職が許可されました。さらに、江津市の森脇悦朗議員から 4 月 10 日付で辞職願が提出され、4 月 24 日付で辞職が許可されました。また、川本町の飯田武則議員が 4 月 24 日に任期満了となり、3 名の議員が欠員となっておりますが、5 月 11 日告示の島根県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙において、浜田市から川神裕司議員が、川本町から野坂一弥議員が当選され、また、川本町の飯田武則議員が再選されましたことを御報告申し上げます。

以上諸般の報告を終わります。

日程第1 議長選挙

○臨時議長（小野 覺） 日程第1、これより「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（小野 覺） 御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

○臨時議長（小野 覺） お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長を務めております私から指名させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（小野 覺） 御異議なしと認めます。

よって、臨時議長を務めております私から指名することに決定いたしました。

議長に川上幸博議員を指名いたします。

○臨時議長（小野 覺） お諮りいたします。

ただいま指名いたしました川上幸博議員を議長選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（小野 覺） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、川上幸博議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました、川上幸博議員が議場にいらっしゃいますので、本席から告知をいたします。

それでは、当選されました川上幸博議長におかれては、自席からで結構でございます。御挨拶をお願いいたします。

○議長（川上 幸博） それでは、自席から失礼いたします。出雲市議会議長の川上でございます。

ただいま、議員の皆様から御推挙を賜り、広域連合議会の議長という要職に就かせていただくことになりました。その責務の重さと、重大さを感じると共に、正確で円滑な議事運営に、誠心誠意努めてまいり所存でございます。そして、後期高齢者医療行政の更なる発展に努めてまいりたいと思います。

議員の皆様、執行部の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、就任の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

○臨時議長（小野 覺） ありがとうございました。

以上をもちまして、臨時議長の役目を終わらせていただきます。

御協力、大変ありがとうございました。

それでは、川上議長は議長席にお着き願います。

日程第2 副議長の選挙

○議長（川上 幸博） それでは早速議事に入ります。日程第2、「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 幸博） 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 幸博） 異議なしと認めます。

よって指名の方法は、議長において指名することに決しました。

副議長に飯田武則議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました、飯田武則議員を、副議長の当選人に定めることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 幸博） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、飯田武則議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、飯田武則議員が議場にいらっしゃいますので、本席から告知いたします。

それでは当選されました、飯田武則副議長から御挨拶をお願いいたします。

○副議長（飯田 武則） それでは、失礼をいたします。ただいま副議長を仰せつかりました、川本町議会議長の飯田でございます。

先ほど、川上議長からもお言葉がありましたように、私もその責任の重大さを痛感しているところでございます。川上議長を補佐しながら広域連合議会の公平公正な議会運営に、全力をもって努めてまいりたいと思っております。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（川上 幸博） ありがとうございました。

日程第3 議席の指定

○議長（川上 幸博） 日程第3、「議席の指定」を行います。

今回新たに当選された議員の議席に関連し、議席は、議長において指定いたします。

広域連合議会会議規則第4条第2項の規定により、新たな議席は、ただ今御着席のとおり指定いたします。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（川上 幸博） 日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

広域連合議会会議規則第119条の規定により、会議録署名議員は議長において、1番飯田武則議員及び2番山下修議員を指名いたします。

日程第5 会期の決定

○議長（川上 幸博） 日程第5、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 幸博） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第6 議案第12号 から 日程第7 議案第13号

○議長（川上 幸博） 日程第6、議案第12号「島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の休暇に関する条例の制定について」及び日程第7、議案第13号「島根県後期高齢者医療広域連合職員の休日に関する条例等の一部改正について」を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬） それでは、議案第12号及び議案第13号を一括して御説明を申し上げます。

議案の1ページ、2ページを御覧ください。

まず、議案第12号島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の休暇に関する条例の制定につきましては、会計年度任用職員の休暇に関する事項を定めるため、条例を制定するものであります。

続いて、議案の3ページから6ページを御覧ください。

議案第13号島根県後期高齢者医療広域連合職員の休日に関する条例等の一部改正につきましては、会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係する条例について、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第12号及び議案第13号を一括して、御説明を申し上げます。

何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（川上 幸博） これより質疑に入ります。

議案第 12 号及び議案第 13 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 幸博） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 12 号及び議案第 13 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 12 号及び議案第 13 号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 幸博） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第 12 号「島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の休暇に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（川上 幸博） 挙手全員であります。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号「島根県後期高齢者医療広域連合職員の休日に関する条例等の一部改正について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（川上 幸博） 挙手全員であります。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 14 号

○議長（川上 幸博） 日程第 8、議案第 14 号「島根県後期高齢者医療広域連合公告式条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬） 議案第 14 号島根県後期高齢者医療広域連合公告式条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

議案の 7 ページ、8 ページを御覧ください。

本件につきましては、公告式に係る事務の効率化を図るため、松江市などの例を参考に、島根県後期高齢者医療広域連合公告式条例について、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第 14 号につきまして、御説明を申し上げました。

何とぞ、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（川上 幸博） これより質疑に入ります。

議案第 14 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 幸博） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 14 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 14 号について討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 幸博） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第 14 号「島根県後期高齢者医療広域連合公告式条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（川上 幸博） 挙手全員であります。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 15 号 から 日程第 10 議案第 16 号

○議長（川上 幸博） 日程第 9、議案第 15 号「令和 2 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」及び日程第 10、議案第 16 号「令和 2 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）」を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬） 議案の 9 ページを御覧ください。

議案第 15 号令和 2 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第 1 号につきまして、御説明申し上げます。

議案の 10 ページ、11 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、当初予算額 4 億 9,899 万 3 千円から、378 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 4 億 9,521 万 3 千円とするものであります。

議案の 16 ページ、17 ページを御覧ください。

歳出の内容といたしましては、まず総務費として、派遣職員人件費等負担金等の不足が見

込まれることから、249万2千円を増額するものであります。

次に民生費として、令和元年度決算剰余金の預金利子分を特別会計で計上することによる特別会計繰出金の減額に伴い、627万2千円を減額するものであります。

議案の14ページ、15ページを御覧ください。

歳入の内容といたしましては、分担金及び負担金として、先ほど御説明をいたしました総務費の増額、民生費の減額、後ほど御説明をいたします繰越金の増額による市町村事務費負担金の減額に伴い、3,798万3千円を減額するものであります。

次に、繰越金として、令和元年度決算剰余金を予算計上することに伴い、3,379万8千円を増額し、諸収入として島根県市町村振興協会補助金40万5千円を増額するものであります。

以上、議案第15号につきまして、御説明を申し上げます。

続きまして、議案19ページを御覧ください。

議案第16号令和2年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号につきまして、御説明を申し上げます。

議案の20ページ、21ページを御覧ください。

今回の補正予算は、当初予算額1,142億600万円に、15億1,600万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,157億2,200万6千円とするものであります。

議案の26ページ、27ページを御覧ください。

歳出の内容といたしましては、まず保険給付費として、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金として、100万円を増額するものであります。

次に、諸支出金として、令和元年度療養給付費負担金等の精算に伴う超過交付分を国、県、市町村へ返還するため15億1,500万6千円を増額するものであります。

議案の24ページ、25ページを御覧ください。

歳入の内容といたしましては、市町村支出金として、令和元年度療養給付費負担金の精算に伴う負担金として1億817万7千円を増額するものであります。

次に、国庫支出金として、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を予算計上することに伴い、100万円を増額するものであります。

次に、支払基金交付金として、令和元年度後期高齢者交付金の精算による超過交付分の減額に伴い、5億8,396万9千円を減額するものであります。

次に、繰入金として、令和元年度決算剰余金の預金利子分を予算計上することに伴い、627万2千円を減額するものであります。

最後に、繰越金として、令和元年度決算剰余金を予算計上することに伴い、19億9,707万円を増額するものであります。

以上、議案第16号につきまして、御説明を申し上げます。

何とぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（川上 幸博） これより質疑に入ります。

議案第 15 号及び議案第 16 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 幸博） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 15 号及び議案第 16 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第 15 号及び議案第 16 号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 幸博） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第 15 号「令和 2 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（川上 幸博） 挙手全員であります。

よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号「令和 2 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（川上 幸博） 挙手全員であります。

よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 承認第 1 号 から 日程第 12 承認第 2 号

○議長（川上 幸博） 日程第 11、承認第 1 号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」及び日程第 12、承認第 2 号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬） 承認第 1 号及び承認第 2 号を一括して御説明申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものであり、御報告申し上げ、御承認をいただきたいと存じます。

議案の 28 ページから 32 ページを御覧ください。

まず承認第 1 号につきまして、御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して傷病手当金を支給するため、後

期高齢者医療に関する条例について所要の改正を行ったものであります。

条例内容といたしましては、支給対象者や対象日数、支給額などの規定を新設するものがあります。

なお、この条例の施行日は、令和2年4月30日でございます。

続いて、33ページから35ページを御覧ください。

承認第2号につきまして、御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等について、保険料の徴収猶予を行う期間を変更するため、後期高齢者医療に関する条例について所要の改正を行ったものであります。

条例内容としましては、令和2年2月1日以降に納期限が到来する保険料について、徴収猶予の期間を従前の「6か月以内」から「1年以内」に変更するものであります。

なお、この条例の施行日は、令和2年6月17日でございます。

以上、承認第1号及び承認第2号につきまして、御説明を申し上げます。

何とぞ、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（川上 幸博） これより質疑に入ります。

承認第1号及び承認第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 幸博） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第1号及び承認第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

承認第1号及び承認第2号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 幸博） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

承認第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」を採決いたします。

本件を承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（川上 幸博） 挙手全員であります。

よって承認第1号は承認することに決しました。

次に、承認第2号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」を採決いたします。

本件を承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（川上 幸博） 挙手全員であります。

よって承認第2号は承認することに決しました。

日程第13 決算第1号 から 日程第14 決算第2号

○議長（川上 幸博） 日程第 13、決算第 1 号「令和元年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び日程第 14、決算第 2 号「令和元年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算」を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬） 決算第 1 号令和元年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算及び決算第 2 号令和元年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、一括して御説明を申し上げます。

説明は、令和元年度一般会計・特別会計主要施策の成果によりさせていただきますが、併せて、お手元の決算書及び監査委員から提出されております決算審査意見書につきましても、適宜御覧ください。

それでは、主要施策の成果 1 ページ、2 ページを御覧ください。

令和元年度の一般会計の決算は、歳入総額 4 億 9,870 万 3 千円に対し、歳出総額 4 億 6,490 万 4 千円となり、実質収支は 3,379 万 9 千円の黒字決算となりました。

歳入につきましては、前年度比で、総額 3,086 万 3 千円の増となりました。

この理由といたしましては、市町村事務費負担金である分担金及び負担金の増などによるものであります。

一方、歳出につきましては、前年度比で、総額 2,229 万円の増となりました。

この理由といたしましては、電算処理システム関連機器等リース料等の経費の増及び後期高齢者医療事業特別会計繰出金の増による民生費の増などによるものであります。

次に、特別会計の決算は、歳入総額 1,144 億 9,247 万 5 千円に対し、歳出総額 1,124 億 9,540 万 4 千円となり、実質収支は 19 億 9,707 万 1 千円の黒字決算となりました。

歳入につきましては、前年度比で、総額 42 億 5,491 万 8 千円の増となりました。

この理由といたしましては、①支払基金交付金の増②基金などからの繰入金の増③国庫支出金の増などによるものであります。

一方、歳出につきましては、前年度比で、総額 40 億 1,744 万 4 千円の増となりました。

この理由といたしましては、①療養給付費などの保険給付費の増②前年度の保険料剰余金による基金積立金の増などによるものであります。

なお、今後の運営に当たりましては、被保険者の健康寿命の延伸が図られるよう、被保険者の健康課題の分析を強化し、構成市町村や関係機関と緊密な連携を図りながら、保険者機能を強化してまいりたい所存であります。

以上、決算第 1 号及び決算第 2 号につきまして、御説明を申し上げます。

何とぞ、よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（川上 幸博） これより質疑に入ります。

決算第 1 号及び決算第 2 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 幸博） 質疑なしと認めます。

これをもって、決算第1号及び決算第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

決算第1号及び決算第2号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 幸博） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

決算第1号「令和元年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（川上 幸博） 挙手全員であります。

よって決算第1号は、認定することに決しました。

次に、決算第2号「令和元年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算」を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（川上 幸博） 挙手全員であります。

よって決算第2号は、認定することに決しました。

○議長（川上 幸博） これにて、令和2年第2回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後1時33分 閉会
